別紙

要　求　仕　様　書

１．名　称

ディーゼル排出ガス用炭化水素分析計

２．概要

本要求仕様書は、ディーゼル車の低温始動時と過渡運転時に排出される炭化水素及びディーゼルエンジンの過渡運転時に排出される炭化水素を直接計測する装置について定めたものであり、以下の仕様を必要とする。

３．装置構成と設備導入の概要

本炭化水素分析計はディーゼル車及びディーゼルエンジンの排出ガスに対応した水素炎イオン化法検出器、加熱フィルター、加熱ホースから構成される。

４．基本仕様

以下の各仕様を満足すること。

(1) ディーゼル車及びディーゼルエンジン用の二組であること
(2) 検出器は水素炎イオン化検出法であること
(3) 測定レンジ： 0-10, 50, 100, 500, 1000, 5000, 10,000, 20,000 ppmC, のレンジを有することとし、これ以上のレンジ設定を妨げない
(4) 測定精度： FS の±1.0%以内であること
(5) 90%応答速度： 1.5 秒以内であること
(6) アナログ出力(0-10V)及びデジタル出力(RS232C)を有すること
(7) 計測部の使用環境温度： 5 ～ 40℃の範囲で使用可能なこと
(8) 加熱フィルター,加熱ホースの使用環境温度
　　ディーゼル車用：-30～40℃の範囲で使用可能なこと
　　ディーゼルエンジン用：5～4０℃の範囲で使用可能なこと
(9) 加熱フィルター及び加熱ホースの設定温度： 191℃±10℃の範囲で使用可能なこと
(10) 加熱ホース長： 6mであること
(11) 分析計を操作できるリモートコントロール機能を有すること

５．見積り範囲

(1) 一組の範囲は、分析計本体、加熱フィルター（2 個）、加熱ホース（2 本）、温度コントローラ（1 個）であり、これを二組とする
(2) 本体設置、電源接続、加熱ホース接続、標準ガス配管工事など必要な工事

(3)　現地調整、試運転

6.　業務範囲

当該設備導入に伴う業務区分は次の通りとする。

(1)　設備仕様書の作成
(2)　工程表の作成
(3)　現地搬入据付等工事一式
(4)　試運転調整、取扱い説明*
(5)　検収成績書、保守点検要領書、完成図書等の作成

7.　一般事項

(1)　適用法規、基準

本業務遂行にあたっては、施工、運転等において、関連する下記の法規、基準等を適用するものとし、契約者は本件に係わる法的手続きが必要な場合には適用法規等に規定された手続きを行うものとする。

①　建築基準法・高圧ガス保安法・消防法・電気事業法・公害防止法
②　労働安全衛生法・その他関連法規、基準

(2)　適用規格

本業務遂行にあたっては、下記の規格等を適用するものとする。

①　JIS 規格、JEM 規格、JEC 規格など

(3)　検収

検収は以下のすべての事項が満足していることを、弊所が確認したときをもって完了したものとする。

①　本仕様書に記載した仕様がすべて満足されていること。
②　当所の定めた方法により試運転を行い、本仕様書に記載された性能がすべて満足されていること
③　完成図書を作成し、2部提出すること。内容は下記の通りとする。
・　装置仕様書
・　検収成績書
・　装置取扱説明書
・　その他、当所が必要とする書類等

(4)　異常時の措置

検収により異常が発見された場合、その原因が貴社の施工等に起因している場合は速やかに貴社の責任において当所の承認を受け、無償で必要な変更、改造、取替等の処置を講ずるものとし、更に当所の検収を受けなければならない。

(5) 保証

貴社は納入した物件が検収後 1 年以内に貴社の施工等に起因し、品質、性能上等に何らかの異常が発見された場合は、当所の指定する時期に無償にて補修または取替等を行い、当所の検収を受けなければならない。

(6) 提出書類

見積書提出時に見積書、仕様書、カタログ等を提出すること

(7) 仕様変更

① 本仕様書の内容に反する事項が生じた場合、貴社並びに当所は誠意をもって協議するものとし、両者の合意を表す文書のみが本仕様書に優先するものとする。

② 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合も貴社並びに当所は誠意をもって協議するものとし、これを決定するものとする。弊所の指示による工事で追加役務と考えられるものは事前に見積書を提出し、当所の確認を受けた上で作業を実施するものとする。

(8) その他

① 本仕様書に定めない事項は別途協議のうえ定めるものとするが、貴社はこれまでの経験、実績等を活かし適切な助言を行い、最良の設備となるよう努めなければならない。

② 納期の遅延が貴社の責任範囲内において明らかとなった場合は、速やかに当所に連絡し、契約書に基づいて別途協議するものとする。

③ 納入作業を開始する一週間前までには、「作業申請兼火気使用願書」に必要事項を記入して提出する。

④ 納入に伴う工事では、100V 電源、飲料水は無償支給するが、それ以外の用役は貴社で用意する。

⑤ 休憩所(喫煙所)、駐車場、資材置場は、別途当所内に指示する。

⑥ 当日の作業終了後は、当日分の「作業報告書」を提出することとする。

8. 納期

平成22年12月17日(金)まで

9. 納入設置場所

千葉県千葉市緑区大野台一町目4番10号

財団法人 石油産業活性化センター 石油基盤技術研究所

ディーゼル車用 : 第1シャシ棟

ディーゼルエンジン用 : 第1エンジン棟

１０. 納入又は設置条件

当研究所指定場所に設置後、性能確認及び取り扱い説明を行い、仕様書に定める書類等を提出すること。

以上